

令和7年第9回（8月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年8月26日（火）午後3時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和7年第9回（8月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>村井会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>それでは第9回の農業委員会総会の開催であります。本当にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。最初に皆さんにお詫びをしなければなりません。先日8月15日ですが、皆さんもご存じのとおり、JA石川かほくの不幸事ということでメディア等にご報告させていただきました。横領事件ということで、かつて私ども合併してから初めてでございまして、大変なことでございます。組合員の皆様、利用者の皆様方に本当にご迷惑おかけしております。まだ全貌がわからない状況で今一生懸命に調査をしているところで、早々には結論が出るかなと思っておりますが、皆様には本当にご迷惑をかけてしておりますことを謝罪いたします。ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんでした。</p> <p>それから、米の価格についてですが、まず今年の天候についてこれまでもお話をしていましたが、雨が降らなかったことで山手の方では、ゆめみずほ等で少し枯れたところが実はございました。8月7日に雨が降りまして、少し一息をついたところで、現在早生は山手を除いて、平地の方で約80%近くはゆめみずほの刈り取りを終了したというところでございます。ライスセンターに入りました米を見ますと、数量的にはそんなに豊作でもないですが例年並みの作柄があるのかなと思っております。いかんせん品質について、今日初検査がありまして、宇ノ気倉庫と津幡倉庫で初検査をしましたが見ておりますとやはり白いものが目立つというところであります。何とか1等にはなりましたが、若干白いものがあるということ、もう1つは薄割れがあり通常見てもわからないのですが、検査機械で見ると少し割れてるなというものが少し混ざっていることです。これについてもやはり干ばつの影響が出てきているところで、これから本格的にゆめみずほの検査、それからコシヒカリの刈り取りと検査が始まりますが、乳白と胴割れが心配なところでございます。それから他の作物については、夏の作物スイカですが、過去にないほどの収量とそれから品質もそうですが価格も近年にないほど高かったということです。生産者の方々については、今年の生産量も生産金額も上がったということで大変良かったのかなと思っております。それから、ブドウにつきましては、計画35tのところを40t近く出荷したというところで、若干良かったという</p>

<p>会長挨拶</p>	<p>会 長</p>	<p>ころでございます。単価についてもデラウェアは、ほぼ例年通りの価格ということで安心しております。一方ルビーロマン関係では、現在最盛期で、9 月末まで出荷される予定でございます。先週でしたかプレミアムが1 房出まして、1 房5 万円という価格がついたところございまして大変喜んでおります。農業情勢につきましてはそういうところでございます。いずれにしましても最初にご報告しました不祥事案件につきまして本当に皆様にご迷惑をおかけしておることに陳謝したいと思っております。</p>
<p>欠席委員確認 議事録署名委員の指名</p>	<p>会 長</p>	<p>本日の欠席委員は 竹田委員 推進委員は 西川委員の2 名であります。 それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。 署名委員に 1 番 油野委員、 2 番 高橋委員 をお願いいたします。 次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。 本日、現地調査にあられました、 1 番 油野委員 2 番 高橋委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。</p>
<p>議案 32 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>会 長 事務局 会 長 当番委員</p>	<p>それでは「議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 32 号 整理番号 1 番から 3 番について朗読説明】 整理番号 1 番は譲受人自宅の向かいでの規模拡大になります。 整理番号 2 番については、親族間での贈与になります。 次に整理番号 3 番については、被災し申請地と住宅を含めての所有権移転となります。 許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。 これで、議案第 32 号の説明を終わります。</p> <p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p> <p>高橋委員 現地調査 本日、13 時 30 分より油野委員・事務局と現地調査してきました。 ・整理番号 1 番 現在も畑として使用されておりました。耕作者が変わるという申請ということで、問題はございません。</p>

<p>議案 32 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 2 番 先程事務局からも説明があった通り、親族間での贈与ということで、こちらも現状は畑ということで耕作者が変わり、畑として使用するということで、特に問題ないと思います。
	<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 3 番 手前に建物がございまして、空き家がございまして、裏に農地がありました。今回は家屋も含めて取得されるということで、少し草や木などが生えておりましたが、問題ないかと思ひます。
	<p>地区担当委員</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 今本委員 本人さんより連絡があり、農地として利用されますので問題はないと思ひます。
		<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 2 番 油野委員 現地をみてきました。申請地の隣接地は先月総会にて宅地造成用地として許可決定されていると思ひます。残りの部分が今回高齢により甥に耕作を依頼したというような形です。問題はないかなと思ひます。
		<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 3 番 田端委員 私も本日現地確認をしました。この申請地は一部耕作されておりませんが、今回前の住宅も含めて購入するとのことですので、問題はないかと思ひます。
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございせんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>全員の挙手により、「議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。</p>
<p>議案第 33 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>会 長</p>	<p>続きまして、「議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>【議案第 33 号 整理番号 1 番から 6 番についてを朗読説明】</p>
		<p>農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p>
		<p>整理番号 1 番から 3 番及び 5 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第 3 種</p>

<p>議案第 33 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>事務局</p>	<p>農地と判断できます。</p> <p>次に整理番号 4 番については、「水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の公衆用道路の沿道であり、500m 以内に 2 つ以上の公共施設が存在する」農地との理由により第 3 種農地と判断できません。</p> <p>次に整理番号 6 番については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」との理由により、第 1 種農地と判断できませんが、不許可の例外により、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断できます。</p> <p>また、整理番号 4 番については、先月総会の「議案第 30 号かほく農業振興地域整備計画変更」により県との協議が終わり、計画変更の公告縦覧期間中であり、また、先月議案書の変更面積についてですが 259.77 m²と記載しておりましたが、測定の誤差の範囲で分筆登記が完了し 260 m²となることを補足いたします。</p> <p>次に、整理番号 5 番についてですが、すでに碎石が敷かれており申請人より始末書が提出されていることを補足いたします。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>長くなりましたが、以上で、議案第 33 号の説明を終わります</p>
	<p>会長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>油野委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 <p>高松駅近くの農地であり、周りは家が連担しております。周りに他の農地に影響を与えるものではありませんので問題はないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 2 番 <p>こちらについても家が連帯しているところの間に挟まれたところ、現地は原野状態になっており、周りには農地がありません。11 区画宅地造成するというので、これについては、他の農地に影響をあたえるものではなく、問題はないかなと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 3 番 <p>こちらについては、神社の近くの農地でありまして両隣には住宅がありますし、その間の農地として自己住宅用地には問題ないと思います。</p> <p>高橋委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 4 番 <p>先程事務局からも説明あった通り、先月、農業振興地域で青地を外す手続中ということ、美容室と自己住宅用地ということ、</p>

<p>議案第 33 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p>	<p>に問題はないかなと思います。</p> <p>油野委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 5 番 <p>こちらについては当該区の神社のための通路の用地に充てるための案件ということであります。事務局の方からの説明もありましたが碎石が敷き詰められておりましたが、始末書の提出もあり、やむを得ないのかなとみてきました。他の農地に影響与えるような問題はないかなと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 6 番 <p>こちらについて譲受人は個人で共同住宅を建てる計画です。集落に接続して建設されますので、周辺の農地への影響は特になくと思います。</p>
	<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 竹中委員 <p>現地確認いたしましたして、駐車場用地に転用するという事で、周辺は住宅が立ち並び、隣接には一部畑がありますが、特に問題はないと思われまます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 2 番 竹田委員（欠席により事務局から） <p>竹田委員さんの方からは、特に問題はないという連絡をいただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 3 番 高橋委員 <p>先程油野委員の報告の通り、両隣に家がもう建てられて特に問題ないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 4 番 油野委員 <p>現地を確認してきました。先月案件が出ておりました青地除外ですが、草が繁茂しておりました大変だなというふうな思いをしておりました。周りには農地といいますか、耕作されている農地がなくて、問題はないかなと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 5 番 長原委員 <p>これにつきましては昨年の能登半島地震で、全壊神社の再建ということで、一応 10 月 9 月いっぱい建つ予定です。現在は県道からしか参道なかったのですが今回新たに西側の方からも入れるよということ、参道を設ける計画です。慌てて碎石を入れたということ、始末書の提出もあつたと聞いております。隣接する農地にも特に問題はないし、隣接の地権者とも話をしておりますので特に問題はないかと思ひます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 6 番 松本多美子委員 <p>私も現地を確認してきました。これは田となっておりますが、ここ、長年使っていない農地で狩鹿野地区の方が草刈をしたりしたところ</p>



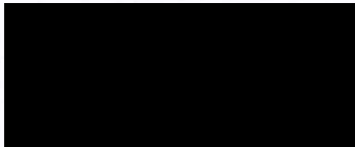
<p>議案第 33 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>地区担当委員</p>	<p>でありますので、特にこの集合住宅が建つことに対しては問題ない と思います。ただ用水が横に流れておりまして、大きな雨が降ると、 その用水が溢れて、田んぼに入るようなところですので、擁壁を高 くした方が安心かなと思います。</p>
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございません か。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお 願いします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>全員挙手により「議案 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申 請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。</p>
<p>議案第 34 号 農用地利用集 積等促進計画 案について (一括)</p>	<p>会 長</p>	<p>続きまして議案 34 号の議案審議に入る前に、東委員が関係して いる案件であります。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に より「農業委員会委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関 する事項については、その議事に参与することができない」との規 定により、東委員の退出を求めます。</p> <p>【東委員 退出】</p>
	<p>会 長</p>	<p>それでは、「議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画案について (一括)」を議題とし事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>【議案第 34 号 整理番号 1 番から 3 番についてを説明】 権利の設定をする土地は、10 筆 現況地目は、田 面積は合計で、18,515 ㎡ 設定する権利は、賃借権 内容は、水田として利用 権利の設定の始期は、令和 7 年 9 月 30 日より 6 年 2 ヶ月の 終 期は、令和 13 年 11 月 30 日までと 令和 7 年 9 月 30 日より 10 年間の 終期 令和 17 年 9 月 29 日 までとなっております。 相続手続き等が整い中間管理機構を通して集積する計画となり ます。 以上で、議案第 34 号の説明を終わります。</p>
	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件についてご意見等があり ましたらご発言ください。無いようでしたら採決に入ります。</p>
	<p>会 長</p>	<p>議案に賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手により「議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画案に ついて (一括)」は原案のとおり承認致します。</p>

<p>議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画案について (一括)</p>		<p>それでは、東委員の入室をお願いします。</p> <p>【東委員 入室】</p>
<p>議案第 35 号 農用地利用集積等促進計画案について (権利者変更)</p>	<p>会 長</p>	<p>続きまして議案 35 号については、瀬戸委員が関係している案件でありますので前号同様に、議事に参与することができませんので、瀬戸委員の退出を求めます。</p> <p>【瀬戸委員 退出】</p>
	<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>それでは、「議案第 35 号 農用地利用集積等促進計画案について (権利者変更)」を議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 35 号 整理番号 1 番についてを説明】 権利の設定をする土地は、1 筆 現況地目は、田 面積は合計で、722 m² 設定する権利は、賃借権 内容は、水田として利用 権利の設定の始期は、令和 7 年 9 月 30 日より 6 ヶ月の 終期は、令和 8 年 3 月 31 日まで、以前に設定された残存期間までとなります。 耕作者の変更になります。 以上で、議案第 35 号の説明を終わります。</p>
	<p>会 長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件についてご意見等がありましたらご発言ください。無いようでしたら採決に入ります。 議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>全員挙手により「議案第 35 号 農用地利用集積等促進計画案について (権利者変更)」は原案のとおり承認致します。 それでは、瀬戸委員の入室をお願いします。</p> <p>【瀬戸委員 入室】</p>
<p>報 告</p>	<p>会 長</p>	<p>次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。</p>

<p>報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規 定による通知 (合意解約)</p>	<p>事務局</p>	<p>【報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (合意解約)】 朗読説明 転用計画により合意解約されます。</p>
<p>報告第 11 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出</p>	<p>事務局</p>	<p>【報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出につい て】 朗読説明 報告案件は以上です。</p>
<p></p>	<p>会 長</p>	<p>以上で、第 9 回の議案審議については全て終了しました。</p>
<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>会 長</p>	<p>次に、「いしかわ農業委員活動 1.1.1 運動」についてですが、 皆様の活動についてご報告していただいております。 今月は農業委員 1 番、2 番の方からご報告をお願いします。</p>
<p></p>	<p>当番委員</p>	<p>1 番 油野委員 ニュースでイノシシ被害がありまして、石川県内だと 4500 万円の 被害があったと、その内 1000 万円がかほく市だったということ ですが、イノシシ被害がどんなものかということと、気屋で目撃があ った熊の関係についてどうなのかということを知りたいと思っ てきました。</p>
<p></p>	<p>事務局長</p>	<p>まず、イノシシ被害ということで先日新聞に取り沙汰されていま した。かほく市で 1000 万ではなかったと思いますが、かほく市で相 当の金額の被害が生じたという書き方になっていました。油野委員 さんの言うとおりで、特に被害の大きかったところが、多田地区で す。先日市職員と県の職員で、被害の大きかった多田地区とその他 2 地区ですが、実際に指導を行ったということです。電気柵の張り かたの問題や管理の問題等があったということです。まず張り方 の問題はイノシシに対する高さがあっていなかったということです。 電線張るスパンや柱を入れる距離があんまり長すぎると、場所によ っては高さが合わない等の問題や、法面と田の高さが一定ではない ところだと柱を入れないといけないということで、電気柵の張り 方に問題があるということでした。そのような指導をしたというこ</p>

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	事務局長	<p>とです。それから被害報告については、地元が農業共済さんの方に報告してしまして、農業共済さんが現地確認して認められたところが、被害ということでその集計されたものの格差が大きかったという状況になります。その他2地区にも指導が入っている状況になります。</p> <p>次に熊の問題ですが、河北縦断道路に近い宇ノ気運動公園の近くには非常にイノシシの目撃情報もありますし、熊じゃないかというような目撃情報もありまして、その辺に獣道があると思っています。気屋地区はかなり山も背中に抱えてますし、それ以外にもいろんな小動物も出てるということで大変苦労されてるとお聞きしています。種本元会長も大変苦労されているようで、イチジクのハウスには小動物用に電柵を低く張っている状況も確認させていただきました。熊ですけど、先日若緑で目撃情報がありまして、これは写真でも確認できましたので間違いなく熊でした。ニュースでもご存じの方はいらっしゃると思いますが、9月1日から法律が改正になりまして、これまでは住宅地市街地で鉄砲を撃っていけないとなっていたんですが、市町村長の命令で発砲できるという法律に変わります。9月1日ですがいろいろと問題がありますので、今後県や他市町の動向を見ながら十分な確認等をとっていく必要があると思っています。熊についてはそんな状況でございます。</p>
	会 長	<p>私も横山ですが河北縦断道路にまでイノシシが出てきとるということです。今年6月でしたか150キロ程の成獣のイノシシが交通事故により歩道にひっくり返っておりました。私どもの地区でも実は電気柵を今年から始めました。現在ほ場整備の工事の最中の所は電気柵が出来ないのでそこら辺から入ってきたのかなと思っています。山手ばかりではなく平地にも出てきているのが現状です。切実な皆さん悩み事なのかなと思います。その他ハクビシンもブドウを食べたりするというようなことで結構被害が出ていると聞いております。</p>
	当番委員	<p>吉野委員</p> <p>有害鳥獣のイノシシが主でありまして、電柵等で田畑を守る対応をしてました。基本的に農地を守るということで電柵をしているわけですがけれども、これにはもう限度があるのかなあと考えております。電柵をただ張ればいいということじゃなくて、当然下草を刈る等いろんなことで手当をしなければいけないです。これは私の方からお願いですけれども、電柵のみに獣害対策、有害鳥獣に頼るだけではなく、隣接する林地の整備をして、農地と有害鳥獣との間の境界を明らかにしていくということで、恒久柵を設けるなどの予算措置を農業委員会として、かほく市長へ予算要求を切に要望していけばどうかと思います。農地を守るだけではなく、有害鳥獣の被害</p>

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	当番委員	<p>やはり小さなお子さんから高齢者に至るかほく市民を守るという観点もあると思いますので積極的に農業委員会としても積極的に進めて頂きたいと思っております。</p>
	会 長	<p>只今の件ですが、農業委員会の農業会議の方でもこの件については、実は恒久柵の件ですが話はしております。まだしっかりとした回答も予算もまだないという状況ですけど、吉野委員から言われた通り、今後とも農業会議の方にもまた要請をいたしますし、また、市の方にも要望していきたいと思っております。</p>
	当番委員	<p>2番 高橋委員</p> <p>私が借りている畑ですけれども、灌がい用水だけで作物育てていますが、毎年灌がい用水が種まきの一番必要な時期に破裂して、水が来ない等大変困っております。土地改良区の方から上水道を使ってくれないかという相談が来まして大変困っております。</p>
	会 長	<p>河北台灌がい用水につきましては、特にブドウが一番大きな産地というようなことで、竹中さんも今本さんも作られているということですが、だいぶ老朽化しているということを知っています。結構厳しい状況があり問題があったりしますので、長く使えるように皆で何とかするしかないかなと思います。よろしくお願いします。</p>
	会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回は、3番 竹田委員、4番 森内委員、来月はAグループの推進委員さんをお願いいたします。</p>
その他	会 長	<p>その他について、事務局よりお願いいたします。</p>
	事務局	<p>・農地パトロール日程案内</p>
	事務局長	<p>次回、9月の総会は、9月26日（金）午後1時30分から予定をしております。場所は、西フロア3階302会議室となります。</p> <p>現地調査の当番委員の方は、3番 竹田委員、4番 森内委員です。推進委員の方は、Aグループとなります。よろしくご願いたします。</p> <p>今月（8月）の委員報酬は、9月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p>
	会 長	<p>他に何かございませんか。</p>

閉 会	会 長	<p>無いようでしたら令和7年9回（8月）の農業委員会総会を終了いたします。 ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【16時52分終了】</p> <p>議事録署名委員</p> <p>会長 </p> <p>1番 </p> <p>2番 </p>
-----	-----	---